

別紙7

主伐後の造林事業請負契約及び分収造林契約に関する条件及び手続について

1 造林事業請負契約に関する条件について

(1) 総則

ア 造林事業請負契約は、造林事業請負契約書、造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書及び設計図書からなるものとし、造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書は当該契約の締結時点において有効なものを適用する。

イ 森林管理局長は、別紙5-1又は別紙5-2の国有林材の安定供給システム協定書第9条に規定する造林事業請負契約について協定者と契約を締結できないときは、当該造林作業について、一般競争入札に付す。この場合において、協定者(協定締結以後は乙又は丙をいう。)は当該入札に参加してはならない。

(2) 契約内容

ア 契約単位及び契約期間については、協定者の弾力的な立木の伐採及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から、契約単位は原則として販売箇所ごと、契約期間は単年度内を基本とする。ただし、同時期に作業を行うことが可能な複数の販売箇所については、同一単位として契約する。契約の分割は、ウのとおり、年度内に植栽の完了見込みが立たず、その植栽作業の契約を翌年度に行う場合に限定する。

イ 造林事業請負契約の予定価格は、造林が当該立木の伐採と一体的に行われることを踏まえ、一貫作業システムによる機械地拵え等を前提として積算する。予定価格積算の根拠となる作業条件は、原則として物件ごとに森林管理署長が示す設計図書による。

ウ 植栽については、春、秋等の植栽の適期に行うものとして、立木を伐採する年度に地拵え(枝条整理を含む。以下同じ。)の契約を締結し、翌年度に植栽の契約を締結することも可能とする。なお、立木を伐採する年度に地拵え作業が完了する見込みが立たない場合は、翌年度に造林事業請負契約を締結することも可能とするが、その場合もイの一貫作業システムを前提とした積算とする。

エ やむを得ない事由がある場合を除き、森林管理署等の長及び協定者は、搬出済届が提出された年度の翌年度中までに植栽が完了するように造林事業請負契約を締結する。

2 造林事業請負契約締結までの手続について

(1) 協定者は、森林管理局長に提出する実行計画案において、造林契約締結希望時期及び造林契約完了予定時期を記載する。

(2) 森林管理署等の長は、(1)の実行計画案における造林契約予定時期を踏まえ、造林に係る予算を計上するよう調整を行う。

(3) (2)の実行計画案に基づき、森林管理署等の長及び協定者は、伐採する年度の8月末までに、販売箇所ごとに、当該年度に造林事業請負契約を締結できるか否か及び締結予定日の他以下の事項についての最終の確認及び調整を行う。

ア 当該年度の造林事業請負契約の締結の意向確認

イ アで造林事業請負契約の締結を行うとした場合の植栽の時期

ウ アで造林事業請負契約の締結を行うとした場合の造林事業請負契約の締結予定日

(4) 森林管理署等の長及び協定者は、(3)の最終の確認及び調整に基づき、当該年度に造林事

業請負契約を締結することとした販売箇所については、災害等やむを得ない事由がない限り、(5)に基づき当該年度に造林事業請負契約を締結する。

当該年度に造林事業請負契約を締結しないこととした販売箇所については、森林管理署等の長及び協定者は、翌年度以降の造林事業請負契約の締結の時期について、確認及び調整を行う。

- (5) 事業請負契約を締結することとした販売箇所について、森林管理署と協定者の双方が、造林事業請負契約を締結する面積等について確認の上、森林管理署等の長が造林事業請負予定価格積算要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第242号林野庁長官通知)等により予定価格を作成し、森林管理署等の長は協定者から見積書を徴取して、協定者から提出された見積金額が予定価格以下となった場合には、造林事業請負契約を締結する。見積金額が予定価格を超えた場合、協定者は見積金額を見直し、森林管理署等の長は協定者から当該見直しされた見積書を再度、徴取する。協定者が見直した見積金額が予定価格以下とならない場合、森林管理署等の長と協定者は、見積金額の見直しと見積書の徴取を3回まで繰り返すこととする。ただし、3回目の見直し以降においても、協定者から提出された見積金額が予定価格を超えた場合には、森林管理署等の長は再度協定者から見積書を徴取することができる。この造林事業請負契約の締結は、協定者が伐採に着手した日から搬出済届が提出されるまでの間に行う。
- (6) 森林管理署等の長は、協定者から見積書を徴取するに当たっては、設計図書(事業内容や作業条件等の関係書類)をはじめ、造林事業請負契約の履行に必要な資料を協定者に提示する。
- (7) (5)に定める造林事業請負契約の締結は、森林管理署等の長と協定者が行うものとし、(5)に定める見積書の徴取、(6)に定める資料の提示についても、森林管理署等の長が行う。

3 分収造林契約に関する条件及び締結までの手続について

- (1) 森林管理署等の長及び協定者は、協定者が希望したときは、本条の定めるところにより、販売箇所に係る分収造林契約を締結することができる。この場合において、当該分収造林契約が締結された箇所については、別紙5-1又は別紙5-2の国有林材の安定供給システム協定書第9条第2項の造林事業請負契約を締結しない。
- (2) 協定者は、前項の分収造林契約の締結を希望するときは、当該分収造林契約の対象となる販売箇所に係る実行計画案の提出時にその旨を記載し、森林管理局長に提出する。
- (3) 森林管理局長は、実行計画案において、前項の分収造林契約の希望が示されたときは、その内容が、分収造林に係る関係法令、国有林野管理規程及び分収造林に係る関係通知に適合するものであり、かつ国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすものでないことを森林管理署等の長に確認した上で、売買契約に先立ち、当該分収造林契約の締結の可否を協定者に通知する。
- (4) 前項の協定者に対する通知において分収造林契約の締結が不可とされたときは、協定者は(別紙4-1)又は(別紙4-2)の国有林材の安定供給システム協定書第9条第2項に定めるところにより造林事業請負契約を締結する。
- (5) 第3項の協定者に対する通知において分収造林契約の締結が可とされたときは、森林管理署等の長に対し、協定者との分収造林契約が滞りなく締結されるよう協力するよう指示する。